

国民健康保険高額療養費(70歳以上の方) 自己負担限度額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、平成29年8月から、負担能力に応じて70歳以上の皆さんの高額療養費の自己負担限度額が変わる事となりました。なお、70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません。

◆高額療養費とは

医療機関や薬局の窓口を支払った額(※)が、ひと月(月の初めから終わりまで)で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。自己負担限度額は個人もしくは世帯の所得に応じて決められています。

※入院時の食事負担や差額ベッド代などは含みません。

【70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額】

平成29年7月まで

平成29年8月以降

所得区分	平成29年7月まで		平成29年8月以降	
	外来(個人)	外来+入院(世帯)	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み 課税所得 145万円 以上の方	44,400円	80,100円+(医療費 -267,000円)×1% (多数回44,400円*2)	57,600円	80,100円+(医療費 -267,000円)×1% (多数回44,400円*2)
一般 課税所得 145万円 未満の方*1	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (多数回44,400円*2)
住民税非課税	8,000円	住民税 非課税 世帯(Ⅱ)	8,000円	24,600円
		住民税 非課税 世帯(Ⅰ)		15,000円

※1 「一般」区分について：世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 多数回について：過去12か月以内に3回以上、自己負担限度額に達したことがある場合、4回目から「多数回」の扱いとなり、自己負担限度額が下がります。

☎市役所保険年金課(内線123)

介護保険料(65歳以上の方) 本算定のご案内

◆介護保険料(年額)の通知を発送します。

※今年度より特別徴収の方、普通徴収の方の通知時期が異なりますのでご注意ください。

本算定通知とは、市民税額の確定に伴い、平成29年度の年間保険料を決定(確定賦課)したもので、各納期の保険料については、既に到来した納期と今後到来する納期の保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

(年額)	(仮徴収)	(以降の納期に振り分け)
確定した 平成29年度保険料	特別徴収 4、6、8月	10、12月、平成30年2月の3回
	普通徴収 第1、2期	第3、4、5、6期の4回

・特別徴収(年金からの天引き)の方

65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円以上受給されている方

→介護保険料額決定通知書は、8月上旬に発送します。

・普通徴収(納付書、口座振替による納付)の方

年度の途中で65歳になられた方、転入の方、年金が年額18万円未満の方など。

→介護保険料額決定通知書は9月中旬に発送します。

賦課明細書(本徴収分)と3期から6期の納入通知書をまとめたものを送付します。

納付書による納付の方は、各納期までに取扱金融機関で納めてください。
納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がない、口座振替がおすすめです。

普通徴収の納期限(平成29年度)

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
5月31日(水)	7月31日(月)	10月2日(月)	11月30日(木)	平成30年1月31日(水)	平成30年4月2日(月)

☎市役所介護高齢課(内線172~174)